

表の第十九号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)について準用する。

17 | 19 省 略

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(第六十八条の七十八第一項の表の第十七号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十一年十二月三十一日まで)の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省 略

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例)

第六十八条の八十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の三に規定する計画の認定(以下この項において「計画の認定」という。)がされた同法第十四条の二第一項に規定する事業用地適正化計画(同法第十四条の五第一項の認定がされたものを含むものとし、第六十五条の十三第一項に規定する政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「認定計画」という。)に係る計画の認定の日から平成二十一年三月三十一日(同日前に当該認定計画につき同法第十四条の十一第一項の規定による計画の認定の取消しがあつた場合には、当該計

表の第十八号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)について準用する。

17 | 19 同 上

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第六十八条の八十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(第六十八条の七十八第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十八年十二月三十一日まで)の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その交換による譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この条において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同 上

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例)

第六十八条の八十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の三に規定する計画の認定(以下この項において「計画の認定」という。)がされた同法第十四条の二第一項に規定する事業用地適正化計画(同法第十四条の五第一項の認定がされたものを含むものとし、第六十五条の十三第一項に規定する政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「認定計画」という。)に係る計画の認定の日から平成十九年三月三十一日(同日前に当該認定計画につき同法第十四条の十一第一項の規定による計画の認定の取消しがあつた場合には、当該計

計画の認定の取消しの日)までの期間(次条第一項及び第四項において「指定期間」)という。)内に、当該認定計画に定められた同法第十四条の二第三項に規定する事業用地(以下この項及び第八項において「認定事業用地」という。)の区域内に有する同条第五項第三号に規定する隣接土地又は当該隣接土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「所有隣接土地等」という。)の次の各号に掲げる交換又は譲渡(当該認定計画に従つてするものに限る。)をしたときは、当該交換により取得した第一号の土地建物又は当該譲渡に伴い譲り受けた第二号の土地建物等(以下この条において「交換取得資産等」という。)につき、当該交換取得資産等の取得価額から当該各号の所有隣接土地等(次項において「交換譲渡資産等」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

2~10 省 略

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十八条の八十八 省 略

2~4 省 略

5 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を他の者(当該連結法人に係る他の国外関連者及び当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人)を除く。以下この項において「非関連者」という。)を通じて行う場合として政令で定める場合における当該連結法人と当該非関連者との取引は、当該連結法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

画の認定の取消しの日)までの期間(次条第一項及び第四項において「指定期間」という。)内に、当該認定計画に定められた同法第十四条の二第三項に規定する事業用地(以下この項及び第八項において「認定事業用地」という。)の区域内に有する同条第五項第三号に規定する隣接土地又は当該隣接土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「所有隣接土地等」という。)の次の各号に掲げる交換又は譲渡(当該認定計画に従つてするものに限る。)をしたときは、当該交換により取得した第一号の土地建物又は当該譲渡に伴い譲り受けた第二号の土地建物等(以下この条において「交換取得資産等」という。)につき、当該交換取得資産等の取得価額から当該各号の所有隣接土地等(次項において「交換譲渡資産等」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

2~10 同 上

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十八条の八十八 同 上

2~4 同 上

5 連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との取引を他の者(当該連結法人に係る他の国外関連者、当該国外関連者と特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者と特定信託(法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。)の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合における当該特定信託の受託者である法人(当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行なう場合に限る。)を除く。以下この項において「非関連者」という。)を通じて行う場合として政令で定める場合における当該特定信託の信託者である法人(当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行なう場合に限る。)を除く。以下この項にお

6 → 13 省 略

14 連結親法人は、各連結事業年度において当該連結親法人又は連結子法人がこれらの法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

15 → 18 省 略

19 第一項の規定の適用がある場合において、連結法人と当該連結法人に係る国外関連者（法人税法第二百三十九条に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国（以下この項及び次条第一項において「条約相手国」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該連結法人に係る連結親法人が同項の規定により納付すべき法人税の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

20 省 略

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十八条の八十八の二 連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第十六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（当該申立てに係る条約相手国との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）及び当該法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつて、第一項の規定を適用する。

6 → 13 同 上

14 連結親法人は、各連結事業年度において当該連結親法人又は連結子法人がこれらの法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二条に規定する連結確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

15 → 18 同 上

19 第一項の規定の適用がある場合において、連結法人と当該連結法人に係る国外関連者（法人税法第二百三十九条に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国（以下この項において「条約相手国」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該連結法人に係る連結親法人が同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

20 同 上

た日（当該合意がない場合その他政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができます。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 税務署長等は、前項の規定による納税の猶予（以下この条において「納税の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 国税通則法第四十六条第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4 国税通則法第四十七条及び第四十八条の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第二項中「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と読み替えるものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 第一項の協議に必要な書類の提出につき協力しないとき。

三 国税通則法第三十八条第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

四 その猶予に係る法人税につき提供された担保について税務署長等が国税通則法第五十一条第一項の規定によつてした命令に応じないとき。

五 前各号に掲げるもののほか、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

6 納税の猶予を受けた法人税についての国税通則法及び国税徵収法の規定の適用については、国税通則法第二条第八号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるのは「及び納税の

猶予（租税特別措置法第六十八条の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八条の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」と、国税徵收法第二条第九号及び第十一号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八条の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第一百五十二条第一項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八条の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」又は「」と、同法第一百五十二条第一項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第六十八条の二第一項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

7 納税の猶予をした場合には、その猶予をした法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第五項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、税務署長等は、その免除をしないことができる。

8 納税の猶予に関する申請の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）

第六十八条の八十九 省略

2・3 省略

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項

第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の課税対象所得に含まれるものその他同項第三号に規定する政令で定めるものを除く。）をいう。

四 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債 国外支配株主等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）及び資金供与者等に対する負

（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）

第六十八条の八十九 同上

2・3 同上

4 同上

一・二 同上

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして第六十六条の五第四項第三号に規定する政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを見除く。）をいう。

四 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債 国外支配株主等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限るものとし、当該国外支配株主

る政令で定める負債（負債の利子等の支払の基団となるものに限る。）をいう。

等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るもの（除く。）及び資金供与者等に対する政令で定める負債（負債の利子等の支払の基団となるものに限る。）をいう。

五〇八 省略

九 課税対象所得 第六十六条の五第四項第九号に規定する課税対象所得をいう。

五〇九 省略

九 法人税の課税対象所得 第六十六条の五第四項第九号に規定する法人税の課税対象所得をいう。

五〇八 同上

（連結法人に係る特定外國子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十 次に掲げる連結法人に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対し課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの（以下この款において「特定外國子会社等」という。）が、各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配（以下この項において「剩余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその連結法人の有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の請求権（第六十六条の六第一項に規定する請求権をいう。第一号において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外國関係会社の直接及び間接保有の株式等の数の当該外國関係会社の発行済株式又は出資（当該外國関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合（当該外國関係会社が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか高い割合。次号において「直接及び間接の外國関係会社株式等の保有割合」という。）が百分の五以上である連結法人

イ 議決権（剩余金の配当等に関する決議に係るものに限る。以下この号にお

（連結法人に係る特定外國子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の九十 次に掲げる連結法人に係る外國関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対し課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外國関係会社に該当するもの（以下この款において「特定外國子会社等」という。）が、各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当又は剩余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその連結法人の有する当該特定外國子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外國関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等を除く。）の号において同じ。）に係るもの（以下この号において同じ。）の当該外國関係会社の発行済株式又は出資（請求権のない株式等及び当該外國関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額（次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である連結法人

二 その有する外國関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外國関係会社の

いて同じ。) の数が一個でない株式等を発行している法人 (ハに掲げる法人を除く。) その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の議決権の数

の当該外国関係会社の議決権の総数のうちに占める割合

口 請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 (ハに掲げる法人を除く。) その有する当該外国関係会社の直接及び間接保有の議決権に基づく剰余金の配当等の額の当該外国関係会社の株式等の請求権に基づく剰余金の配当等の総額のうちにおける割合

ハ 議決権の数が一個でない株式等及び請求権の内容が異なる株式等を発行している法人 イ又は口に定める割合のいずれか高い割合

二 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が百分の五以上である一の同族株主グループに属する連結法人 (前号に掲げる連結法人を除く。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の六第二項第三号に規定する直

接及び間接保有の株式等の数をいう。

四 直接及び間接保有の議決権の数 第六十六条の六第二項第四号に規定する直

接及び間接保有の議決権の数をいう。

五 直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額 第六十六条の六第

二項第五号に規定する直接及び間接保有の請求権に基づく剰余金の配当等の額をいう。

六 同族株主グループ 第六十六条の六第二項第六号に規定する同族株主グルー

プをいう。

3 省略
4 第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る前項に規定する特定外國子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法

発行済株式等のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族株主グループに属する連結法人 (前号に掲げる連結法人を除く。)

2 同 上

一・二 同 上

三 直接及び間接保有の株式等 第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等をいう。

四 同族株主グループ 第六十六条の六第二項第四号に規定する同族株主グループをいう。

4 3 同 上

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外國子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外國子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法

人、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人その他これらに準する者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてている場合として政令で定める場合

二 省 略

5 第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。

6 第三項又は第四項の規定は、連結確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

7 連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び前項を除く。）から第六十八条の九十三までの規定を適用する。

8 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の九十二 第六十八条の九十第一項の規定の適用を受けた連結法人に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（

人、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。））、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人その他これらに準する者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてている場合として政令で定める場合

二 同 上

5 第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国子会社等の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に添付しなければならない。

6 第一項各号に掲げる連結法人が第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合は、当該連結法人に係る連結親法人は連結確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、当該連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人はその適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

第六十八条の九十二 第六十八条の九十第一項の規定の適用を受けた連結法人に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合、当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（

(第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。)を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれら的事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度(以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。)において当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額(この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「個別課税済留保金額」という。)があるときは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社につき生じた事が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額に算入する。

一〇三 省略

2 省略

3 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数(以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。)の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格合併等の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

一省略

第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。)を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第四号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれら的事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度(以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。)において当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額(この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この条及び次条において「個別課税済留保金額」という。)があるときは、当該個別課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額に算入する。

一〇三 同上

4 当該連結法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

2 同上

3 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からその有する特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等(以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。)からその有する特定外国子会社等の第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等(以下この項において「直接及び間接保有の株式等」という。)の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度における第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済留保金額とみなす。

一 同上

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度（適格分割型分割の日前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出资法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

4 省 略

5 第一項の規定は、個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書に当該個別課税済留保金額又は課税済留保金額その他財務省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

6・7 省 略

第二款 削除

（連結法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入）

第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度（適格分割型分割の日前十年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分割型分割により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出资法人又は事後設立法人の分割等前十年内事業年度（適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別課税済留保金額又は課税済留保金額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

4 同 上

5 第一項の規定は、個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する連結確定申告書又は各事業年度の同条第三十一号に規定する確定申告書に当該個別課税済留保金額又は課税済留保金額その他財務省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

6・7 同 上

第六十八条の九十三の二 次に掲げる連結法人に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下この条において「特定信託」という。）の各計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいい、次項第二号において「内国計算期間」という。）の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下この款において「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各計算期間（外国関係信託について同法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその連結法人の有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各計算期間終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 | 一 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である連結法人

二 その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに属する連結法人（前号に掲げる連結法人を除く。）

2 | 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係信託 第六十六条の九の二第二項第一号に規定する外国関係信託をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国信託の各計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各内国計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各計算期間開始の日前七年以内に開始した各計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の受益権 第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権をいう。

四 同族受益者グループ 第六十六条の九の二第二項第四号に規定する同族受益者グループをいう。

3 第一項各号に掲げる連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外國信託の各計算期間の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各計算期間終了日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十一条の三）に規定する連結確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

第六十八条の九十三条の三 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国信託の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国信託の個別課税対象留保金額に対応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九十三条の三第一項（連結法人における特定外国信託の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十六条の九の三第一項（内國法人における特定外國信託の課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外國信託の所得に対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十九条第一項から第三項まで」とする。

内国法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国信託の同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国信託の所得に對して外國法人税が課されるときは、当該特定外国信託の当該課税対象留保金額は前項に規定する特定外国信託の個別課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国信託の所得に對して課される当該外國法人税の額は前項に規定する特定外国信託の所得に對して課される外國法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用に係る特定外国信託の個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十三の四 第六十八条の九十三の二第一項の規定の適用を受けた連結法人に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外國関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外國関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る第六十八条の九十第二項第一号に規定する外國関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外國関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該連結法人のこれらの事実が生じた日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において当該特定外国信託の個別課税対象留保金額で第六十八条の九十三の二第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前十年以内の各連結事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「個別課税対象留保金額」という。）があるときは、当該個別課税対象留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外國関係信託又は当該外國関係会社につき生じた事が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該連結法人に係る個別課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定

めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該連結法人のその事実が生じた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
- 二 当該連結法人に対する収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
- 三 当該連結法人に対する法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）の支払又は同法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剰余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

第六十八条の九十二第二項から第六項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九十二 第二項	第六十六条の八第一項	第六十八条の九十三の四 第一項各号
前十年以内の各連結事業 年度の個別課税済留保金 額	前項の	前項各号
同項に規定する前十年以 内の各連結事業年度（以 下この条において「前十 年以内の各連結事業年度 」といふ。）の同項に規 定する個別課税済留保金 額（以下この条において 「個別課税済留保金額 」といふ。）	第六十八条の九十三の四 第一項の	第六十六条の九の四第一 項

第六十八条の九十二 第三項	特定外國子会社等の第六 十六条の六第二項第三号 に規定する直接及び間接 保有の株式等（以下この 項において「直接及び間 接保有の株式等」）	第六十八条の九十三の二 第一項に規定する特定外 国信託の第六十六条の九 の二第二項第三号に規定 する直接及び間接保有の 受益権（以下この項にお いて「特定外國信託の直 接及び間接保有の受益権」 とし）	第六十八条の九十二 第三項第二号及び第 三号	第六十八条の九十二 第三項第二号及び第 三号
第六十八条の九十二 第四項	第六十八条の九十二 前項又は第六十六条の八 第三項	第六十八条の九十三の四 第二項において準用する 第六十八条の九十二第三 項又は第六十六条の九の 四第二項において準用す る第六十六条の八第三項 第一項の	第六十八条の九十三の四 第一項の	第六十八条の九十二 第六十六条の六第一項 に規定する請求権の内容 を勘案して
前項の	第六十八条の九十二 第一項の	第六十八条の九十三の四 第二項において準用する 第六十八条の九十二第三 項又は第六十六条の九の 四第二項において準用す る第六十六条の八第三項 第一項の	第六十八条の九十三の四 第一項の	第六十八条の九十二 第六十六条の六第一項 に規定する請求権の内容 を勘案して
同条第二項において準用 する第六十八条の九十二 第一項の	第六十八条の九十三の四 第一項の	第六十八条の九十三の四 第二項において準用する 第六十八条の九十二第三 項又は第六十六条の九の 四第二項において準用す る第六十六条の八第三項 第一項の	第六十八条の九十三の四 第一項の	第六十八条の九十二 第六十六条の六第一項 に規定する請求権の内容 を勘案して

(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入)

第三款

特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例

第六十八条の九十二第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた連結法人の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

第六十八条の九十三の六

特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれら

の者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に特定関係（当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の発行済株式又は出資（自己）が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式又は出資を間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この款において「外国関係法人」という。）のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対しても課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この款において「特定外国法人」という。）が、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式又は出資の第六十六条の九の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定株主等 第六十六条の九の六第二項第一号に規定する特定株主等をいう。
- 二 特殊関係内国法人 第六十六条の九の六第二項第二号に規定する特殊関係内国法人をいう。
- 三 未処分所得の金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところ

るにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

四 直接及び間接保有の株式等の数 第六十六条の九の六第二項第四号に規定する直接及び間接保有の株式等の数をいう。

3 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つているものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国法人の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらに準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つている場合として政令で定める場合

5 特殊関係株主等である連結法人に係る連結親法人は、当該連結法人に係る特定外国法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各連結事業年度

の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）次項において同じ。）に添付しなければならない。

6 第三項又は第四項の規定は、連結確定申告書にこれららの規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を特殊関係株主等である連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が保存している場合に限り、適用する。

7 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人が第六十八条の九十二項第一号に規定する外国関係会社に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である連結法人が同条第一項各号に掲げる連結法人に該当する場合には、第一項の規定は、適用しない。

8 特殊関係株主等である連結法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に保有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）とともに、それぞれ別の者とみなして、この条（第三項、第四項及び第六項を除く。）から第六十八条の九十三の九までの規定を適用する。

9 法人税法第四条の六第二項及び第四条の七の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の九十三条の七 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る特定外国法人の所得に對して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国法人の個別課税対象留保金額に對応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第

八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九十三の七第一項（特定外国法人の個別課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対し課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十六条の九の七第一項（特定外国法人の課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対し課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び同法第六十六条の九の七第一項（特定外国法人の課税対象留保金額に係る外國税額の控除）に規定する特定外国法人の所得に対し課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「同条第一項から第三項まで」とあるのは「第六十九条第一項から第三項まで」とする。

2| 特殊関係株主等である内国法人が各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において当該内国法人に係る第六十六条の九の六第一項に規定する特定外国法人の同項に規定する課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた事業年度終了の日後に開始する各連結事業年度の期間において当該特定外国法人の所得に対し外國法人税が課されるときは、当該特定外国法人の当該課税対象留保金額は前項に規定する特定外國法人の個別課税対象留保金額と、同条第一項に規定する特定外国法人の所得に対して課される当該外國法人税の額は前項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外國法人税の額とそれのみなしして、同項の規定を適用する。

3| 特殊関係株主等である連結法人が前条第一項の規定の適用に係る特定外国法人の個別課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、第一項の規定により個別控除対象外國法人税の額とみなされた金額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の九十三の八 第六十八条の九十三の六第一項の規定の適用を受けた特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該連結法人に係る外國關係法人（当該特定外国法人から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外國關係法人のうち政